

山口県報

平成21年
2月20日
(金曜日)

目 次

告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	一
特定計量器の定期検査の実施(計量検定所)	三
土地収用法の規定に基づく事業の認定(監理課)	五
道路の区域の変更(道路整備課)	六
道路の供用の開始(道路整備課)	七
公告	七
公共測量の実施(監理課)	七
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	八
公安委告示	八
技能検定員審査の実施	八
教習指導員審査の実施	九

山口県告示第六十七号



瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置の許可が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十一年二月二十日から同年三月十二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年二月二十日

山口県知事 二井 関 成

- 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 新日鐵住金ステンレス株式会社
住 所 東京都千代田区大手町二丁目六番一号
- 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 新日鐵住金ステンレス株式会社製造本部光製造所
所在地 光市大字島田三四三四番地
- 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法				
	能 力 (kg/日)	工事着手 年月日	工事完成 年月日					
六五	一四〇	平成二一、 四、一	平成二一、 四、一	平成二一、 四、一	使用開始 年月日	使用時間 間隔	使用の方法 一日当た りの使用 時間	季節的変 動の概要

備考 「六五」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。

No. 3 排 水 口	No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排出水の日当たりの量 (m ³)
				水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
"	"	七・四	通 常	八・五	通 常	一七 四四六
"	九・五	八・五	最 大	五・五	最 大	一九、三七五
"	一四・五	七	通 常	二〇	通 常	一〇、六九七
"	二二・五	一〇・六	最 大	三〇	最 大	一一、八七九
"	四〇	三〇	通 常	四・五	通 常	八、四七〇
"	"	四・五	最 大	五	最 大	
"	六〇	二〇	通 常	二〇	通 常	
"	一〇二	四〇	最 大	四〇	最 大	
"	〇・四	〇・三	通 常	〇・三	通 常	
"	〇・八	〇・六	最 大	〇・六	最 大	

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

共同 処理 施設	種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の日当たりの量 (m ³)
		処理前	処理後	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七・二	二	通 常	五・六	通 常	三三	一三、六一七
九・六	一	最 大	三・一	最 大	九七	一四、二〇二
二二	五三	通 常	二七〇	通 常	四	一七、四七九
五・三	九七	最 大	三三六	最 大	七	一六、八六九

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

共同 処理 施設	種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処 理 の 方 式	間 隔 時 間	変 動 な し	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
鋼 板 製	構 造	能	二七、二六〇	中 和 ・ 凝 集 沈 殿	連 続	二 四 時 間	(既)		

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		備 考
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
六五	通 常	一五〇	(一)の表の備考は、この表について準用する。
二	最 大	二〇〇	
五	通 常	一〇〇	
一	最 大	二〇	
六五	通 常	二〇	
二	最 大	二〇	
五	通 常	二〇	
一	最 大	二〇	

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

平成二十一年二月二十日

山口県知事 二井 関成

- 一 起業者の名称
萩市
- 二 事業の種類
萩市見島診療所整備事業
起業地
- 三 収用の部分
(一) 萩市見島字東通り地内
使用の部分
なし
- 四 事業の認定をした理由
(一) 法第二十条第一号関係
萩市見島診療所整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第三条第二十四号に掲げる施設に関するものである。
(二) 法第二十条第二号関係
本件事業の起業者である萩市は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。
(三) 法第二十条第三号関係
ア 本件事業の施行により得られる利益は、検診を行うことができる施設その他離島の住民に対する医療及び保健の拠点となる施設を整備することにより、起業地及びその周辺地域における医療水準の向上が図られることである。
イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設(以下「本件施設」という。)を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のための特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。
ウ 本件事業の起業地は、交通の利便性が高いこと等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。
エ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。
オ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

本件事業は、検診を行うことができる施設その他離島の住民に対する医療及び保健の拠点となる施設を整備することにより起業地及びその周辺における医療水準の向上を図るため早急に実施されるべき事業であることから、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。
起業地を表示する図面の縦覧場所
萩市保健福祉部地域医療推進課

山口県告示第七十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成二十一年二月二十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。
平成二十一年二月二十日
山口県知事 二井 関成

区	間	道路の種類		敷地の幅員(メートル)	延(メートル)長	備考
		一般国道	四九〇号			
宇部市大字小野字花香尻九五五九の一 地先から 同市同大字字小倉四四〇八の四六 地先まで	間	旧	最狭 三・八〇	最狭 一・二・七 四三・四	一、三三・四・五	備考
		新	最狭 四三・四			
道路の種類	県道					
路線名	長門秋芳線					
道路の区域						

道路の種類 路線名 道路の区域	新		旧	
	最狭 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	最狭 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長門市深川湯本字森草三五四六の一 地先から 同市深川湯本字大河内三三七七の一 地先まで	三・二 及 び	一、二 九四・〇 及 び	一・八 八・二 及 び	一、 一九九 ・八
長門市深川湯本字宗金三四四〇の一 地先から 同市深川湯本字宗金三四四〇の一 地先まで	三・六 及 び	六四八・八	二・六 八・九 及 び	六四八・八
長門市深川湯本字宗金三四四〇の一 地先から 同市深川湯本字大河内三三七七の一 地先まで	一・七 七・八 及 び	六〇 一・〇 及 び	一・〇 八・二 及 び	五五 一・〇 及 び

道路の種類 路線名 道路の区域	新		旧	
	最狭 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	最狭 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
萩市大字江崎字白ヶ浦一八九四の四 六地先	二・〇 三・〇 六	四九・五	二・〇 三・〇 六	四九・五

道路の種類 路線名 道路の区域	新		旧	
	最狭 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	最狭 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
美祢市美東町絵堂字蔵掛山四〇の一 地先から 同市美東町絵堂字高ノ原六一の一 地先まで	四・一 八・二 四	四八八・四	一・〇 三・六	四八二・八

山口県告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十一年二月二十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月二十日

山口県知事 二井 関成

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
四九〇国道	宇部市大字小野字花香尻九五五九の一 地先から 同市同大字字小倉四四〇八の四六地 先まで	平成二十一年二月二十一日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
須佐湾高山尾浦線	萩市大字江崎字白ヶ浦一八九四の四六地 先	平成二十一年二月二十一日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
秋吉台絵堂線	美祢市美東町絵堂字蔵掛山四〇の一 地先から 同市美東町絵堂字高ノ原六一の一 地先まで	平成二十一年二月二十一日



(五四) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、防衛省中国四国防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十一年二月二十日

山口県知事 二井 関成

- 一 作業の種類
公共測量（基準点測量及び用地測量）
- 二 作業の地域
萩市大字山田
- 三 作業の期間
平成二十一年二月十九日から同年三月十九日まで

（五五）開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十一年二月二十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
光市大字浅江字堂ノ元
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
柳井市柳井一五二三番地

武田 伸治



山口県公安委員会告示第五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十一年二月二十日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
技能検定員審査（大自二）
- 二 審査の日時及び場所
（一）日時 平成二十一年三月二十三日（月曜日）及び同月二十四日（火曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

- （二）場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十一年三月九日（月曜日）から同月十三日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類

提出書類

（一）技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）

（二）規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

（三）写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千三百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千二百五十円
三 教則の内容となっている事項	二千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千五十円

六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

一千円

備考

特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減するものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第六号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十一年二月二十日

山口県公安委員会

一 審査の種類

教習指導員審査(大自二)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十一年三月二十四日(火曜日)及び同月二十五日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十一年三月九日(月曜日)から同月十三日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。))

(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)(に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

九千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千三百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百円

備考

特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減するものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―

平成二十一年二月二十日発行

発行人

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

一〇九〇〇にすまじゆ。